

大津市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、大津市長から監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、同項の規定に基づき当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和7年6月3日

大津市監査委員	島	戸	克	浩
同	津	田	穂	積
同	山	本	久	子
同	松	山	延	寿

【随時監査（工事監査）】

工事の適正な執行について

- 1 監査執行対象機関名 市民部スポーツ課
- 2 監査執行日 令和6年10月22日
- 3 監査の結果

監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められたが、一部、予定価格が50万円を超えないため地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号の規定により随意契約された設計委託業務において、以下に述べるように、大津市契約規則（昭和40年規則第35号）第23条第2項第3号の規定に基づく請書の受理前に業者に発注指示を行うほか、見積照合通知の方法が大津市職員の入札・契約マニュアル（以下「マニュアル」という。）のとおりに行われていなかった事案が確認された。

本件は、グラウンド・ゴルフ場に関して、コース認定を受けるために行った基準点測量及びコース設定測量の委託業務である。完了時に提出された報告書にある観測手簿では、現場調査を行った日付が請書の受理前の日付となっていた。マニュアルでは小額工事（委託）の場合、契約書の作成を省略できるかわりに請書の受理をもって契約となると明記されているが、本件は請書受理前に業者に業務の指示を行い着手していた。また、報告書表紙に記載された業務名、業務箇所及び発注者の所属名が誤記された状態であったが完了届とともに受理し、完了検査を行い支払がなされていた。さらに、業者選定の手順においても大津市小額工事（委託）の随意契約ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に従わず、見積照合通知書の決裁前に電話で業者に業務内容を伝え、見積書提出の可否を確認した後に同通知書の決裁を得て、見積書を徴取していたことが判明した。

については、契約手続の完了前に業者に発注指示を行うこと及び定められた手順に従わずに事務処理を行うことは、現場で事故等が発生した場合、責任の所在等で問題になるだけでなく、市民の信頼を失墜させることになりかねないことから、マニュアルやガイドラインを遵守し、適正に事務を執行されたい。

- 4 措置状況報告日 令和7年5月9日
- 5 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

所属職員全員にマニュアル、ガイドライン、不祥事再発防止対策パンフレット、政策的随意契約の公表に係る事務処理ガイドライン、物品購入マニュアル等を精読し、正しく理解した上で適正な事務処理を進めるよう指導を行うとともに、ゆとりをもった事業計画を年度当初に作成し、事業内容の適宜の見直し及びスケジュール管理を行うよう指導を行いました。

今後は、管理職員によるマネジメント・管理及び各種マニュアル等の遵守を徹底し、適正な事務執行に努めてまいります。